

中小企業等経営強化法施行規則（先端設備等導入関係）

（先端設備等の要件）

第七条 法第二条第十四項の迅速に導入することが中小企業者の生産性の向上に不可欠なものとして経済産業省令で定める設備等は、直接商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供するものであつて、次の表に掲げる指定設備に該当するものとする。

指定設備	減価償却資産の種類	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置	全ての指定設備	全ての指定設備
器具及び備品	全ての指定設備	全ての指定設備
工具	測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む。）	測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む。）
建物附属設備	全ての指定設備	全ての指定設備
ソフトウェア	全ての指定設備	全ての指定設備

建物 構築物	全ての指定設備
-----------	---------

2 前項の設備等（建物を除く。以下この項において同じ。）のうち、中小企業者の生産性の向上に特に不可欠な設備等は、次の表の上欄に掲げる指定設備であつて、次の各号に掲げるいずれの要件（当該指定設備がソフトウエア（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下この項において同じ。）である場合及び第二号の比較の対象となる設備が販売されない場合にあつては、第一号に掲げる要件に限る。）にも該当するものとする。

一 当該指定設備の区分ごとに同表の下欄に掲げる販売が開始された時期に係る要件に該当するものであること。

二 当該指定設備が、その属する型式区分（同一の製造業者が製造した同一の種別に属する設備を型式その他の事項により区分した場合の各区分をいう。）に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分（当該指定設備の製造業者が製造した当該指定設備と同一の種別に属する設備の型式区分に限る。）に属する設備と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の生産性の向上に資するものの指

標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。

指定設備	減価償却資産の種類	対象となるものの用途又は細目	販売が開始された時期に係る要件
機械及び装置	全ての指定設備	当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の十年前の日の属する年度（その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。以下この表において同じ。）開始の日以後の日であること。	当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の六年前の日の属する年度開始の日以後の日であること。
器具及び備品	全ての指定設備	当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の六年前の日の属する年度開始の日以後の日であること。	当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の六年前の日の属する年度開始の日以後の日であること。

			工具
構築物	ソフトウェア	建物附属設備	測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む。）
全ての指定設備	全ての指定設備	全ての指定設備	当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の五年前の日の属する年度開始の日以後の日であること。
当該設備の属する型式区分に係る販売開始の日であること。	当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の五年前の日の属する年度開始の日以後の日であること。	当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の十四年前の日の属する年度開始の日以後の日であること。	当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の十四年前の日の属する年度開始の日以後の日であること。

始日が、事業者が当該設備を導入した日の十四年前の日の属する年度開始の日以後の日であること。

3 第一項の建物のうち、中小企業者の生産性の向上に特に不可欠な設備等は、次の各号に掲げるいずれの要件にも該当するものとする。

一 当該設備等が、その建設の後事業の用に供されたことのないものであること。

二 当該設備等が、前項に規定する中小企業者の生産性向上に特に不可欠な設備等（当該設備等の取得価額の合計額が三百万円以上である場合に限る。）を稼働させるために取得又は建設されたものであること。

（導入促進基本計画の協議）

第二十四条 法第四十九条第一項の規定により導入促進基本計画の同意を得ようとする市町村の長は、様式第二十による協議書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

（導入促進基本計画の変更の協議）

第二十五条 法第五十条第一項の規定により導入促進基本計画の変更に係る同意を得ようとする市町村の長は、様式第二十一による変更協議書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

（先端設備等導入計画の認定の申請）

第二十六条 法第五十二条第一項の規定により先端設備等導入計画に係る認定を受けようとする中小企業者は、様式第二十二による申請書一通を特定市町村の長（以下この条及び次条において単に「特定市町村の長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請書（第四項において「申請書」という。）には、先端設備等導入計画の実施により当該計画の目標が達成されると見込まれることを証する書類を添付しなければならない。

3 第一項の中小企業者が第七条第二項に規定する先端設備等を取得する場合においては、あらかじめ、様式第二十三による誓約書及び同項に規定する要件に該当することを証する書類を添付して、これを特定市

町村の長に提出しなければならない。ただし、経済産業大臣が正当な理由があると認めるとときは、この限りでない。

4 第一項の中企業者が第七条第三項に規定する先端設備等を取得する場合においては、あらかじめ、様式第二十四による誓約書及び同項に規定する要件に該当することを証する書類を添付して、これを特定市町村の長に提出しなければならない。ただし、経済産業大臣が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

5 特定市町村の長は、申請書、第二項から前項までの書類並びに第三項及び第四項の誓約書のほか、基本方針及び同意導入促進基本計画に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

(先端設備等導入計画の変更に係る認定の申請)

第二十七条 法第五十三条第一項の規定により先端設備等導入計画の変更に係る認定を受けようとする中企業者は、様式第二十五による申請書一通を特定市町村の長に提出しなければならない。

2 前項の申請書（次項において「申請書」という。）には、当該先端設備等導入計画に従つて行われる先端設備等導入に係る事業の実施状況を記載した書類を添付しなければならない。

3 申請書には、先端設備等導入計画の実施により当該計画の目標が達成されると見込まれることを証する書類を添付しなければならない。

4 第一項の中小企業者が取得する先端設備等を変更しようとする場合であつて、その変更後の先端設備等が第七条第二項に規定するものであるときは、あらかじめ、様式第二十六による誓約書及び同項に規定する要件に該当することを証する書類を特定市町村の長に提出しなければならない。ただし、経済産業大臣が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

5 第一項の中小企業者が取得する先端設備等を変更しようとする場合であつて、その変更後の先端設備等が第七条第三項に規定するものであるときは、あらかじめ、様式第二十七による誓約書び同項に規定する要件に該当することを証する書類を特定市町村の長に提出しなければならない。ただし、経済産業大臣が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。